

令和5年度第2回高知県自立支援協議会 議事要旨

日時：令和6年1月31日（水）10時～12時

会場：オーテピア高知図書館4階ホール

1. 開会
2. 議事
 - (1) 第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画について
 - (2) 就労支援部会の設置について
 - (3) 各専門部会の取組報告について
 - (4) 強度行動障害がある方の支援体制の確保について
3. 閉会

【出席委員】

6名

【出席機関】

障害福祉課、障害保健支援課、安芸福祉保健所、中央東福祉保健所、中央西福祉保健所、須崎福祉保健所、幡多福祉保健所、精神保健福祉センター

【議事】

(1) 第7期高知県障害福祉計画・第3期高知県障害児福祉計画について

障害福祉サービスの整備について

【A委員】

地域生活支援拠点の設置努力義務が市町村に課されている中で、意図したサービスを意図して整備するのは難しい部分がある。サービスの整備は、「地域にこういうニーズがあって、こういう方々の受け皿がないのでぜひやってほしい」といった法人への働きかけ等、「汗かき」とセットでしないとなかなか進まない。

今回の計画全体を見ても、やはり圏域の中で空白サービスがあって、多分県も整備したいと考えているけれど、なかなか進まないというところが見え隠れするようになっているなどというふう感じたところ。

例えば児童発達支援センターを圏域にあと2か所増やしましょうといった計画を具体的にどうやったらできるのかということを高知市も一緒に考えさせていただきたい。

該当のサービスが圏域にない市町村の障害のある方は高知市に通所している現状がある。

【会長】

目標としては掲げられるけれども、具体的なところでどういう動きをしていったらいいのかということと、圏域の中だけで完結するのではないという問題がある。

現在高知市が引き受けている高知市以外の障害のある方へのサービスの整備について、県全体でどう考えていくかというのは、今回この計画はこれでよしということになったとしても、それを具体化していくためにはどのように動いたらいいのかというのを今後検証していく場で協議を深めていく必要がある。

地域移行・地域定着支援について

【B委員】

数的に気になるところで、自立生活援助について少し現状などを聞きたい。

精神科病院からの地域移行にあたって地域移行支援が活発に活用されることが必要だが、長期入院の後とかだとサービス利用の構築がなかなか成立しにくいいため、地域定着支援がきちんと機能するために、地域定着支援のその後のサポートということで、自立生活援助というのは割と柔軟に動くことができる支援だと理解している。

ただ、数的に気になるところを見てみると、自立生活援助の令和3年度の実績は7人で、令和4年、5年と1人になって、令和8年度の見込み数は8人というふうになっているが、一方でなかなか事業所が増えないという悩みをちらほら聞いたりしている。

人材だったり、受ける事業所がなくて難しいといったところは、重々分かりつつも、制度としてはあっても実績として担ってくれる事業所が少ないという状況に対して、何か取り組んだことや、取り組みの中で難しかったところ、現場の声等を把握されていれば、教えていただきたい。

【障害福祉課】

自立生活援助については、サービス自体が高知市と幡多圏域に一件ずつしかないということと、これまでの利用者数の推移としても、平成30年度は0人、令和元年度は1人、令和2年度は4人、令和3年度は7人というようなかたちで一ケタとなっている。このサービスの具体的な実態については、県としては把握できていない。

【B委員】

新しくできたサービスとして考えると、重要なものだし、多分必要性があってできているものだけれども、なかなか利用実態が伴わないということについて、良いか悪いかというよりも、「きちんと機能するためにはどんな工夫ができるのか」といったところは気になるところ。

地域移行支援に関係すると、一般相談の事業所が増えない、もしくは登録はされている

けれども、実際その地域移行支援・地域定着支援をやっていないというところがあり、県としても、精神保健福祉士協会としても、ここは課題というふうに捉えている。

今度2月に当協会でも「地域移行・地域定着支援関係者研修」を開催することとしており、地域移行支援に特化した形での研修ということで今回企画させてもらっているが、一般相談支援の方の参加がなかなか伸び悩んでるというのが実態。広報の問題もあるとは思いますが、広報したけれども、なかなか担い手がいないみたいなどころで言うと、やはり各圏域の実情というのがあるんだらうということ、支給決定の数の偏りなんかを見て思ったりする。

当初の制度意図と比べて高齢化がかなり進んできているところもあって、そこを受け入れる地域の資源だったり、ネットワークがどのぐらい構築できてるのかどうか。当初の地域移行支援・地域定着支援で目指しているものと、高知県の中で起こっている実態みたいなどころが、おそらくちょっとずつずれてきてるんだらうと思う。介護との連携も結構必要になってきて、何か作戦を考え直さなければいけないなというふうなことを研修企画しながら思っているところ。

【会長】

現場の方での感覚的な感想としては、そういうところがあると思う。

全体の数値目標についても、「国の指針に従って」というところと、県の現状というところをすり合わせて考えられているということではあるが、やはり国の指針の方が、現場の数値やニーズといった現状よりも、もしかしたら優先される部分があるのかなと思ってしまいう部分も無きにしも非ずではある。

何か少しでも具体的なものが今後の検証の中で出てくるようにということと、研修の中で得たものが、本当に現場で活かされるのかどうかというあたりは、県は特に研修を引き受けて、人材の入口、人づくりというところはあるかもしれないが、その後の人の定着といった部分もあるので考えていかなければいけない。

障害のある子どもへの支援について

【C委員】

保育所等訪問支援が利用できる市町村数について、現状26市町村を、全市町村にという目標ということで、そこの手立てとして人材育成、集中的な研修というものを挙げられていたかと思うが、その研修の内容について教えていただきたい。

保育所等訪問支援は、本当にこの間、高知市以外でも増えてきたなという印象はあるが、やはり市町村によって受け入れ側の施設、学校や園とかに地域性がすごくあって、それぞれ訪問の仕方や、関係機関との連携の仕方とかも含めて地域の特色が色々あるなという印象がある。

特に中山間部に行けば行くほど、「近所の方に知られたくない」という方もおられたりするため、全市町村で利用できるようになるというのは非常に良いことだと思うが、そういった地域性の難しさはあると思う。

高知市内の現状で言うと、非常に保育所等訪問支援の事業所も増えてきたなという感じがあるが、これは放課後等デイサービスの単価が下がってきたというのが理由だと思うが、放課後デイと一緒に併せて保育所等訪問支援をとっている所がある。こういった所は、支援の内容が本当にピンキリで、ばらつきがあり過ぎという現状がある。

ある学校に最初に入った事業所が、礼節を欠いた訪問の仕方をしたがために、その学校さんが受け入れを拒否して他の事業所も行けなくなってしまったといったような話も聞いたことがあるので、そういったスキルや手順といった辺りを、もちろんガイドラインも国の方から示されているし、今度の報酬改定で自己評価の中にその訪問先の評価を入れるというようなところもあったかと思うが、そもそもそういった形で入ってしまうと、その評価自体もお願いしていただけないようなことになってしまうので、そのあたりは、やはり研修の中では重要ななと思っている。

【障害福祉課】

研修の中身については、保育所等訪問支援に特化したものではないが、発達障害の特性を体系的にということで、コマを分けて療育福祉センターの職員を講師にして、また、コマによっては外部の方も招いて講師をしていただきながら、主に通所支援の事業者向けの研修会を現在も実施している。

この研修に関しては、保育園の関係者にも参加いただけるように周知をさせていただいて、保育関係者や市町村の関係の方々にもウェブで受講していただいたりもしているので、こういった取り組みを今後も継続してやっていきたいと考えている。

あと、補足にはなるが、現在 26 市町村において保育所等訪問支援が利用できるということで、これは各事業者が運営規程等で定めているサービスの提供地域をカウントした数字になっているため、26 以外の市町村においても、事業所の方でサービスに入っているところもある。

【C委員】

市町村の担当者や、保育園関係者等にも研修の周知をしているとのことだが、学校の方にもこの事業についての周知をお願いしたいと思っている。小学校はまだ良いが、その後の中学校、高等部となってくると、難しくなってくる。

集団生活の中の様子を見させていただいて、そこでの手立てを考えさせていただくというところが保育所等訪問の事業だと思うが、普通学級の中に入られている方の支援に行くお願いをしたときに、「その他の生徒さんの個人情報などがありますので、外部の方にその教室に入ってくださいことはできません」と言われたというような話を聞いたことがある。

保育所等訪問支援事業所の職員も守秘義務があるので、そういった点は大丈夫ですというようにところも含めて周知をしていただけたらなというふうに思っている。

【障害福祉課】

保健・福祉・教育のトライアングルの連携というところは、ここ何年か取り組んできているところで、福祉サービスについて現場の先生方1人1人の理解を上げていくといったところが委員のおっしゃる通り、重要かと思う。

連絡協議会などを通じて、学校の支援の中核を担う方には、福祉サービスについて講義などをさせていただく機会もあるが、一層サービスについて理解をしていただくような形で、情報提供等をしていきたい。

【会長】

人材を確保する、育成していくというところで、従事者に対する教育研修というものだけでなく、やはり関連していく機関、これは行政も含めてだが、事業所、学校等、そういった関係者の育成というか、研修というものもこれから連携体制を作っていくという点においては大事なところだと思う。

特に地域生活支援拠点とかといったものになってくると、専門機関だけではなくて、そういう福祉教育だったりとか障害者とかっていうようなことをご存知ない一般の住民の方たちも、その担い手として入ってくるということになる。その連携ができるというのが、体制を作る上で忘れてはいけないところなんだということをご意見のやり取りを聞きながら痛感させられた。

就労移行について

【D委員】

法定雇用率が上がっていく中で、対象となる企業では、情報収集や人材確保等色々アンテナを張って、受入れの準備を進めておられる印象を感じている。

一方で今回の計画では、「福祉施設から一般就労への移行者数」について、令和8年度で91名という目標数値を掲げられているが、おそらく福祉サービスとしては、就労移行支援の事業所が主になっていくのではないかというふうに考えているが、そういった事業所の数が減っているという現状がある。

また、実際に事業としてやっていらっしゃる法人に訪問したときに、登録されている利用者の数自体もすごく減少しているという、実は送り出せる求職者の方々がいらっしゃらないというのが実態であるといったことを多数聞く。

そういう意味ではミスマッチが生じている、乖離しているなという印象を以前よりも感じているところ。

また、現状私が把握している県内の未達成の企業の総数と比較してもなおこの目標数値にはちょっとまだ足りないのかなというところもあるので、この目標を達成するための具体的な方策について、現状検討されているものがあれば教えていただきたい。

【障害保健支援課】

計画の数値目標については、あくまでも福祉施設から一般就労への移行者数ということで、法定雇用率が上がることと直接はリンクしていない。この数値については、市町村の見込み量の積み上げとなっており、市町村がどのように見込んでいるかと言うと、高知市以外の市町村においては、実際に現在サービスを使っている方あるいは今後サービスを使うであろう方一人ひとりの3年後の状態、例えば現在移行支援を使っている方が3年後には一般就労しているだろうといったことを予測しながらサービスの見込みを積み上げている。よって、各市町村の「予測」がうまくはまればこの数値目標をなんとかクリアできると考えている。

県としてはそういったものの側面の支援として、企業への雇用促進セミナーであるとか、コーディネーターが企業を回って啓発をしたりといった活動をしている。雇用促進セミナーについては、例年は年1回の実施だったが、法定雇用率が上がるということで、今年は2回実施した。企業訪問についても、労働局から雇用義務がある企業の名簿等情報提供をいただいて、雇用ができていない企業を重点的に訪問しているところ。

【D委員】

実際に事業所の方々と相談していく中でも、本当に人がいないとか、この事業そのものがなかなか継続しづらいといった話をよく聞く。

現状では、求職者がなかなかいらっしやらない実態と、今回見込まれた3年後の状況がイメージとして一致してこないというのが正直なところではある。目標達成のためにソフト面の取り組みを県がどのようにサポートしていくのかといったところは、次の議題にある自立支援協議会の専門部会で深めていければ良いと思う。

(2) 就労支援部会の設置について

【障害保健支援課】

県ではこれまで障害福祉計画や工賃向上計画を策定し、それに基づき障害のある方の一般就労の促進や福祉施設の利用者の工賃向上について取り組んできた。また、その取り組みの進捗状況については、障害者施策推進協議会や、日本一の健康長寿県構想推進会議で確認をしながら進めてきた。

法定雇用率が見直しをされて、さらに上がっていくこととか、今の平均工賃に障害年金を足してもまだ十分な金額にならないということもあり、さらにこうした取り組みを進める必要がある。

ただ、我々行政の独りよがりにならないよう、専門的な提言であるとか、実情に応じたご意見をいただきながら、より効果的な施策を進めていく必要があるというふうに考えている。

あわせて、今回の障害福祉計画の策定に係る国の指針において、「雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会等を設けて取り組みを進めることを基本とする」ということが示されている。

就労支援部会の役割としては、①障害のある方の就労促進や②福祉施設で働く障害のある方の工賃向上の二つを大きな柱として、障害福祉計画や工賃向上計画の進捗を確認するとともに、地域における障害のある方の就労や工賃向上に係る課題の把握および課題解決に向けた効果的な施策の方向性等について検討いただくということを考えている。

部会の委員の案としては、資料に書かれているように、概ね10名程度で構成することを考えている。

なお、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所といったサービスの基盤整備については、この部会では議題にはのってこないと思っている。そうしたことは自立支援協議会や障害者施策推進協議会の方で議論いただくようになると考えている。

【D委員】

開催頻度はどのくらいか。

【障害保健支援課】

来年度は工賃向上計画を策定する年回りになっているため、年3回から4回を予定している。計画を策定する年でない時は、年1回から2回ということ考えている。時期としては、次の年度の予算の議論が始まる頃に開催し、ご意見をいただいた上で、次の年度の予算に反映できるものはしていきたいと考えている。

【D委員】

「一般就労の促進」と「事業所の工賃向上」というのは、働く当事者から見たときに、例えば就労継続支援事業所での工賃が上がっていった自分の達成感というものを体得していきながら働く喜びを感じて、その先に就労があるといった流れでみていくと、これを両立させていくというのはとても大事だなと思う。

一方で、実は相反するところもあるのかなと思っていて、工賃を向上させるための取り組みを充実強化させていく中で、一方の「一般就労への送り出し」ということをどのように両立させていくのかといったところが各事業所から出てくるのではないかなと思う。

この二つのテーマに対して、実際どのような議論をしていくのか教えていただきたい。

【障害保健支援課】

予算に反映できるものはしていくということで、それぞれのテーマに対して、より具体的な「県として何をすべきなのか」といった議論になってくると考えている。

【D委員】

作業部会ということで、もう少し頻度が用意されているのかなというイメージはあった。部会ということなので、この二つのテーマに対してある程度深く踏み込んだ形で色々と検討されていくのではないかと期待している。

あと、企業に対する啓発活動について、企業訪問や障害者職業訓練の協力企業の開拓であるとか、就労体験拠点もそうだと思うが、そういったところの取り組みについて、担い手であるマンパワーのところも含めて取り組みのお考えを教えていただきたい。

【障害保健支援課】

企業訪問については、当課にいる3名の職業訓練コーディネーター（会計年度任用職員）が訪問している。コロナ禍では訪問数は減っていたが、去年は311社と、例年こういった数字の訪問をしている。訪問先についても、労働局の方から情報を提供していただいて、法定雇用率を達成できていない企業を中心に回っている。

また、障害者雇用が多い業種、業界にも絞って優先的に回るようにしている。このようにコーディネーターが回ることで職業訓練に繋げていくこともしている。

就労体験拠点については、現在3か所拠点を設けており、いきなり働くといったことが難しい、抵抗がある方に、まずは仕事を体験していただくというような取り組みを行っている。委託先の事業所にそういった体験ができる企業の開拓もしていただいており、例えば農業分野といったようなところを積極的に進めている。あくまでも体験を希望する方の業種、仕事内容を体験するといったもの。

【D委員】

現場で働く者のお願いごととして聞いていただければと思うが、企業からの声としてよくあるのは、県であるとか、労働局であるとか、私どもセンターも含めてそれぞれが各企業さんに対して「障害者雇用のチャンスをください」ということで回っており、企業としてはそれぞれに対応しているといった実態もあるように聞いている。

労働局、県、センターの取り組みについて、各年度である程度の情報共有をしていければ、企業からすると「一枚岩になっているな」と見えるような、より効果的な取り組みができると、コラボレーションの効果も上がってくるのかなというふうに思う。

【障害保健支援課】

昔は、関係機関の情報交換会みたいなものをやっていたと聞いている。またそういったことができないか検討したいと思う。

【会長】

就労支援部会を設置することについては皆さん納得していただけるのではないかと思います。部会で議論する内容については、想定していたものから変わったりする部分もあるのかもしれないが、設置して関係機関が情報共有できるような体制をまず作っていくというところが、今回就労支援部会を設置することの意義だと理解した。

就労というのは、障害のある方もない方も人生の中で大きなポイントを占めている部分かと思うので、自立支援協議会の構成員の一員として、部会での議論の内容の報告を楽しみに待ちたい。設置については、皆さん特に反対の意見はないということで、来年度から活動をお願いしたいと思う。

（３）各専門部会の取組報告について

人材育成部会

【E委員】

相談支援専門員とサービス管理責任者等の研修はそれぞれ別で行われていて、二つ立ってとなっているが、その両専門職の連携は極めて大事という前提になっている。それぞれの研修が別々に分かれているため、この二つの専門職の共通する研修も必要ではないかということで、その共通する研修が専門コース別研修。そして、二つの専門職のキーワードとなるものに意思決定支援というものがあるので、この意思決定支援をともに学びながら連携を深めていこうというコンセプトになっている。

ただ、その専門コース別研修を実施するにあたり、研修の講師が相談支援専門員の研修やサービス管理責任者等の研修の講師と重なるため、研修をやろうとすると、その研修講師の負担が過剰になる。そもそも現場で仕事をしながら講師をするという負担があるので、ここの緩和をどうするかということが検討課題となっている。

なので、今年度に関しては既存にある研修動画等を使っていこうというのが一つ。もう一つはその研修講師が過重な負担にならないように後任の研修講師を育成していこうということで、これまで研修に参加した受講生の中から講師を担っていただけそうな方を選定していこうということになっている。

ただ、研修の講師をしてもらうということは、現場からその人がいなくなるということの意味し、おそらく研修に講師として選定される方は、おそらく現場の中でもかなり力を持っている有用な方だろうと思うが、その方が抜けてしまうとやはり現場の負担というのが非常に大きくなるということで、来年度は事業所等にも協力依頼を行うという話となっている。

研修講師として人材を送り出す事業所側のメリットとしては、こういった外での学習、越境的学習という言い方をするが、「分かっているから教えている」というところもあるが「教えてから分かる」ということもある。現場はどうしてもこの現場の支援ということに

なるが、やはり外に教えに行くということは、また違った学びができる。教えるために勉強するということになるし、現場の状況を一旦客観視してまた現場に戻ると、「現場」と「教える」の往還を見据えている。

人材定着とともに人材確保が大事だが、多様な人材の確保、若い人は少なくなるので、社会人経験者とかも受け入れていくが、若い人に教えるのと社会人経験者に教えるのではスキルが違う。そういった多様性のスキルとかというのも学びになるし、越境的学習をすることによって、メタ認知というか、その現場の状況を客観視してみることもできるし、スキルも上がる。

そして、こうしたことは、事業所の利益にもなるんじゃないですか、後任を育成しながら障害者福祉現場を盛り上げていこうという、こういうコンセプトでやってるところ。

相談支援体制づくり部会

【会長】

相談支援体制づくりの取り組みとして、課題を明確にするためのシートであったり、ヒアリングによる現状の市町村等の取り組み状況などの把握というようなことが基本にはなるが、この把握方法に関して、単なる紙ベースのアンケートであったりとか、県の方たちだけでやるヒアリングとかではなく、もう少し現場実態が分かっている人との協働による課題把握をして、その地域の現状の体制に対して、それぞれの地域によって取り組まなければならないことは微妙に違ってくると思う。それに関して具体的に話合える部会になったら良いと、部会で意見として言わせていただいた。

また、国の方が方針を出したこともあって、どうしても基幹相談支援センターは、その言葉が大きく出てきてしまいがちではあるが、設置方法について、委託にするのか、直営にするのかというところでだけ語るのではなくて、それぞれにメリット・デメリットがあると思う。あと、どんな機能があれば、基幹相談支援センターと言えるのか、看板をかけただけではいけないよねというような部分についても、議論していけたらというような話をしたところ。

自立支援協議会の活性化については、県においても今後、就労支援部会も新たにできるが、それぞれの部会から上がってきた具体の課題が、自立支援協議会の中でも報告というだけではなく、協議していける場としての全体会議になることを期待している。

【A委員】

高知市では基幹相談支援センターを直営で設置して5年が経過したが、直営のメリットとしては、例えば障害者虐待の通報受理とか、相談自体は委託法人でもしているが、「これは虐待です」とか「虐待じゃないです」といった最後の判断については委託ではできない

ので、直営だとそこがワンストップでできるというようなメリットがある。

また、基幹相談支援センターの職員はイコール地域生活支援拠点のコーディネーターの機能を絶対持っているはず。

そして、高知市の基幹相談支援センターは、自立支援協議会の事務局を主要業務の一つに位置づけている。自立支援協議会が活性化するという事は、イコール地域生活支援拠点が整備されていくというような、それぞれがかなり密接なものであるので、高知市の自立支援協議会がすごくできているとは思わないが、協議会では「こういう課題がうちの町にあるよね」という議論には必ずなるので、やっぱり基幹はあった方が良いというのが実感としてある。

また、サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者とケースを通じて必ず関わるので、基幹をやると、そういう個別のケースをしっかり受け止めることができ、協議会や拠点整備に繋がるというふう実感している。

今後、県内の市町村で基幹相談支援センターの設置が進むというのは非常に喜ばしい事なので、人材育成部会とも絡めながら、相談支援専門員や主任相談支援専門員の育成と絡まっていくことが期待される。

【C委員】

サービス管理責任者等研修の指導者の方もさせていただいているが、研修の受講生の中には自立支援協議会自体、存在すら知らないという方も実際にいらっしゃる状況。

また、研修のグループワークの中では、「自立支援協議会には施設長とか理事長とかが行くんだけど、私達が参加した方が個別事例であったりとか現場の課題が上がっていくんじゃないだろうか」といった意見を出されてた方もいらっしゃって、本当にそうだなというふうには思うので、その辺りも踏まえて、自立支援協議会の活性化というのを県として取り組んでいくという方向性が必要なのではないかと思う。

(4) 強度行動障害がある方の支援体制の確保について

【障害福祉課】

佐川町の自立支援協議会から県の自立支援協議会あての提言ということで出てきているもの。

佐川町の方で実際にその強度行動障害のある方で施設への入所を希望されていた方がいらっしゃって、県外の施設も含めて検討されていたが、なかなか施設入所がかなわなくて、現在は県内の医療機関に入院をされているという状況。こういったことを受け、なかなか市町村単独だけでは、入所先の確保等々が難しいこともあり、県のサポートをお願いをしたいというような趣旨の提言となっている。

県の強度行動障害に関する取り組みを少し紹介をさせていただくと、平成26年度から支援者の養成研修（基礎研修、実践研修）というのを実施してきている。

それから、事業所への補助ということで、短期入所であるとか、生活介護に関しては市町村を通じた補助というものも実施をしてきているところであり、そういったことも踏まえて、強度行動障害を受け入れてくれる施設の数というのは増えてきている状況ではあるものの、佐川町の事例も含めて、状態の重たい方がうまくサービスに繋がらないというような実態があるというような状況。

また、障害福祉計画の方でも、第7期の計画からは、強度行動障害の方々が各市町村でどのくらいいるかやその方々のニーズを把握して、支援体制を構築していきましょうというようなことにもなっており、支援体制をどのようにしていくのかということの「協議の場」というのを県としても設けていくこととしている。

どういった会議体にするかというのは、まだ具体的な案があるわけではないが、養成研修の講師の方々や、入所施設の関係者の方々、相談支援専門員等にメンバーに入っていたいで、協議していく場を設けられたらと考えている。

あわせて、県の責任でもある人材の育成という部分では、今やっている基礎研修、実践研修の他に、国の方からは新たに示されているのは、施設の中心となる中核的人材というもの、各施設をバックアップしていく、スーパーバイズをしていくような人材の養成ということで、そういった絵を国としても描いているので、国の研修会も注視しながら、そういった人材の養成にも努めていきたいと考えている。

今回提言をいただいているのは別に、佐川町からは知事あての要望ということで、県の方からもサポートをお願いしたいという趣旨の要望もいただいている。この要望に対しては、知事からの回答ということで、県としても、障害福祉課と発達障害者支援センター、福祉保健所等々が一体となって、市町村をサポートしていくというような回答をさせていただいている。

今回この提言の内容に関しては、次回の協議会において、回答案をお諮りさせていただければというふうに考えている。文書で提言をいただいているので、会長名の文書で回答させていただくことを基本に考えているが、そこも含めてご意見をいただきながら回答に向けての準備を進めさせていただければと思っている。

また、今回の提言のきっかけとなった個別ケースに関しては、知事から回答させていただいた後に、実際のケース検討等の場に障害福祉課、発達障害者支援センター、福祉保健所の職員が関わって、今後どうしていくかということについて協議しているような状況。

【会長】

来年度に向けてのところ、当協議会でもまた報告いただけるということだが、回答については、別途すり合わせをお願いしたい。

以上